

## 安全運転管理モデル事業所活動の概要

### 1 目的

道路交通法施行規則に定める安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に普及させることを目的とする。

### 2 委嘱期間

委嘱の日から翌年の3月31日まで

### 3 委嘱者

警察署長及び地区協議会長

### 4 委嘱の方法

警察署長及び地区協議会長の連名委嘱状を交付する。

### 5 安全運転管理モデル事業所看板の掲出

安全運転管理モデル事業所に委嘱された事業所は、(公社)愛知県安全運転管理協議会が交付する看板を掲出する。

### 6 推進事業

推進事業については、(公社)愛知県安全運転管理協議会の示す事業計画(業務重点及び業務重点の推進)のとおり。

### 7 モデル事業所の活動結果報告

活動結果についての報告をお願いします。

### 8 活動状況の広報

活動状況を機関誌「AAKK」で紹介します。

### 9 表彰

(公社)愛知県安全運転管理協議会で施策評価を行い、優秀な事業所を表彰します。